

津山市 津山市市営駐車場 概要書

この概要書は、津山市市営駐車場（津山駅北口駐車場、津山市城下駐車場、津山市城南駐車場）の管理運営に関しての市の基本的な考え方や基本情報を示すものです。市営駐車場の管理業務については、設置目的をより効果的に達成するため、平成18年度から指定管理者制度を導入して管理運営を行っています。

1 設置目的

津山駅や鶴山公園及びその周辺観光施設等における駐車需要に対処するため駐車場を設置する。

2 基本情報

- (1) 施設の名称： 津山市市営駐車場（津山駅北口、津山市城下及び津山市城南駐車場）
- (2) 所在地： 津山駅北口駐車場（津山市横山86番地6）
津山市城下駐車場（津山市山下92番地10）
津山市城南駐車場（津山市山下5番地19）
- (3) 開業日： 津山駅北口駐車場（平成5年12月）
津山市城下駐車場（平成12年4月）
津山市城南駐車場（平成30年4月）
- (4) 敷地面積： 津山駅北口駐車場 約1,500㎡
津山市城下駐車場 約1,700㎡
津山市城南駐車場 約2,300㎡
- (5) 施設概要：
 - 1 施設規模：津山駅北口駐車場 駐車場21台、駐輪場約380台
津山市城下駐車場 駐車場42台
津山市城南駐車場 駐車場81台
 - 2 営業時間：3施設とも24時間営業。
 - 3 料金体系（条例の定める額の範囲内において指定管理者が設定）
 - 【津山駅北口駐車場（自動車）】※二輪車は無料

最初の30分まで	無料
30分を超え1時間まで	100円
1時間を超え3時間まで	300円
3時間を超え12時間まで	500円
12時間を超える利用時間については、12時間につき	500円

 - 【津山市城下駐車場、津山市城南駐車場】

最初の1時間まで	200円
1時間を超える駐車時間については、1時間につき	100円

 - ※午後7時から午前9時までの間における普通駐車の使用料は、500円を限度とする
 - 定期駐車は1箇月につき 6,000円

3 管理運営状況

- (1) 管理形態：指定管理（津山駅北口駐車場、津山市城下駐車場、津山市城南駐車場）
- (2) 管理運営者：指定管理者（一般財団法人津山市都市整備公社 津山市山北520）
- (3) 期間：指定期間 令和2年4月1日～令和5年3月31日

4 津山市市営駐車場の管理運営に関する基本的な考え方

津山市市営駐車場は、津山駅北口駐車場、津山市城下駐車場及び津山市城南駐車場の3施設を

一体的かつ効率的に管理することにより、津山駅周辺や鶴山公園及びその周辺観光施設等における駐車需要に対して安定的に駐車場を提供することを管理運営の基本方針とする。

5 利用時間

3施設とも24時間利用

6 業務内容等

津山駅北口駐車場条例（平成25年津山市条例第65号）第16条、津山市城下駐車場条例（平成12年津山市条例第25号）第12条及び津山市城南駐車場条例（平成29年津山市条例第33号）第15条に掲げる業務とする。

- (1) 駐車場の供用に関する業務
- (2) 利用料金の収受に関する業務
- (3) 施設及び付属設備の維持及び管理に関する業務
- (4) その他市長が必要と認める業務

- 別紙1 津山駅北口駐車場条例及び津山駅北口駐車場条例施行規則
- 別紙2 津山市城下駐車場条例及び津山市城下駐車場条例施行規則
- 別紙3 津山市城南駐車場条例及び津山市城南駐車場条例施行規則
- 別紙4 位置図及び施設平面図
- 別紙5 収支決算表及び利用実績表
- 別紙6 R2事業評価結果
- 別紙7 前回の募集要項及び仕様書